

教務に関する主任者に関する調書

学校名	ファーストステージ ビジネスカレッジ		
氏名	与謝野 正美		
生年月日	昭和 43 年 2 月 24 日	年齢 (49 歳)	
担当予定科目			
実務者研修教員講習会	①. 修了 (修了年月:平成 30 年 2 月) 2. 未修了		
介護教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
実務者研修教員講習会の講師	講習会実施主体名		
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
介護過程Ⅲにおける修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) ③. 実務者研修教員講習会 (修了年月:平成 30 年 2 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了		
教育歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	医療法人社団弘成会	介護職員	7 年
	株式会社ファーストステージ	介護職員及び介護支援専門員	5 年 9 月
	合 計		
資格・免許・学位	名称	取得機関	取得年月日
	介護福祉士		平成 19 年 3 月
	介護支援専門員		平成 25 年 3 月

(注 1) 教務に関する主任者ごと作成すること。

(注 2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注 3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注 4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)を参照のこと。

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書

学校名	ファーストステージ ビジネスカレッジ		
氏名	与謝野 正美		
生年月日	昭和 43 年 2 月 24 日	年齢	(49 歳)
担当予定科目			
修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) ③. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 平成 30 年 2 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了		
教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	医療法人社団弘成会	介護職員	7 年
	株式会社ファーストステージ	介護職員及び介護支援専門員	5 年 9 月
	合 計		
資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日
	介護福祉士		平成 19 年 3 月
	介護支援専門員		平成 25 年 3 月

(注 1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。

(注 2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注 3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注 4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)を参照のこと。

(注 5) 他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書

学校名	ファーストステージ ビジネスカレッジ		
氏名	大熊 英行		
生年月日	昭和 45 年 10 月 24 日 年齢 (47 歳)		
担当予定科目			
修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) ③. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 平成 30 年 2 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了		
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	セントケア株式会社	介護職員	14 年 4 月
	株式会社ファーストステージ	介護職員及び介護支援専門員	2 年 5 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日
	介護福祉士		平成 16 年 4 月
	介護支援専門員		平成 20 年 4 月

(注 1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。

(注 2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注 3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注 4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)を参照のこと。

(注 5) 他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。